



Title	カップルの解消における男女平等と権力：ローンマザーのケース・スタディをもとにしたスウェーデンと日本の比較研究
Author(s)	高橋, 美恵子
Citation	IDUN. 2001, 14, p. 359-388
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/95692
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

カップルの解消における男女平等と権力

— ローンマザーのケース・スタディをもとにした スウェーデンと日本の比較研究 —

高橋 美恵子

1. はじめに

ジェンダーの視点から家族を研究する時、男女の権力関係は重要な領域である。支配する性である男性に比べ、女性がどれほど「権力を得ること」（エンパワーメント）ができているか、またそれがいかに男女平等に近づいてきているかという問題は諸外国の研究者によって盛んに論じられてきた (Folbre 1994; England 1998; Kvinnomaktutredningen 1997-1998¹⁾)。国際的関心事の一つとして、カップル関係（結婚²⁾）を解消する際、女性が男性と比べて貧困に陥ることなく、独立した世帯をいかに営むことができるか、という問題が挙げられる (Hobson 1990)。法制度・政策など、社会システムレベルでの男女の平等性は女性にとって「社会的資源」となり得るし、また社会システムのあり方は、各々の女性をもつ「個人的資源」へも影響を与える。以上の観点から、離別を経験した男女の生活に焦点を当てることによって、カップルにおける男女の権力の平等性を捉えることができるのではないかと考えられる。

先進諸国においては家族形態が多様化し、ワンペアレント・ファミリーも増加の一途にある。これまでにローンマザーの生活状況について数々の研究がなされてきた (Lewis & Ostner 1994; Hobson 1994; Knijn 1994; Peng 1995; Lewis *et al.* 1997; 中田・杉本・森田 1997)。高度福祉国家においても、ローンマザーは有配偶の母親たちに比べて、社会的に、また経済的にも厳しい状況にあると報告されている。子どもをもつ女性の多くが離別・離婚した後、生活状況の厳しさを経験している。その要因として、それらの国においても、家庭内の性別役割分業がいまだに存在している事実がある。つまり、共同生活中に女性の男性への経済的依存度が強まるため、女性は離別後に独立した世帯を営む場合、まず経済的な問題に直面する。

しかしながら、男女平等先進国といわれるスウェーデンでは、他の先進国よりもローンマザーが貧困に陥る割合が低く、社会問題となっていないことが、これまでの研究から明らかにされている (Lewis & Ostner 1994; Hobson 1994; Hobson & Takahashi 1997)。³⁾ その背景として、スウェーデンでは、性別と配偶者・子どもの有無にかかわらず、個人が経済的に自立できるように仕事と家庭を両立させるための制度が整えられていることが挙げられる。また社会的には、ローンマザー

は、ひとり親としてでなく、子どもをもつ親として一般的に必要な援助を受けており、社会的に逸脱したグループとみなされていないことが指摘できる。

それに対して日本での現状はかなり異なるものといわねばならない。日本の政策では、男性がもっぱら稼ぎ手 (breadwinner) とされ、ふたり親家族が基準とされている。日本の女性は、経済的に夫に依存し、そのために離婚する時、経済的に自立した個人となるのが非常に困難となる。またローンマザーは、稼ぎ手となる夫が欠如した女性世帯として社会福祉の対象とされ、社会的依存者とみなされている。つまり、日本のローンマザーは問題視され、また社会的にも逸脱したグループとみなされる傾向にある。

このように、ローンマザーへの対策と位置づけには、スウェーデンと日本の間で決定的な違いがある。しかし、どちらの社会でも、ローンマザーは就労しなければ生計を立てることができないという条件は同じである。社会、市場、家族における資源が男女間で不平等に配分されているという状況は、男性の稼ぎ手のいない女性世帯にとってマイナスに影響するものと考えられる。

上記の視点から、本稿では、家族における男女平等と権力をカップルの解消というプロセスを通して捉え、スウェーデンと日本の現状を比較し探究することを目的とする。なお、使用するデータは、両国の質的インタビュー調査の結果である。後に述べるように、調査の性質から対象者数は限られており、代表性があるとは言えない。しかし、カップルでの生活のあり方がいかに離別後の女性たちの生活に影響を及ぼしているのか、社会制度はどのような形で離別女性が就業する母親として生計を営む上で資源を与えているのかについて、個人の生活（ミクロ）レベルに焦点を当てるのは意義あることと考える。

まず次節では、スウェーデンと日本の現状についてマクロレベルの比較を試みる。その後、インタビュー調査によって得られたデータを基に、両国のローンマザーの実態を探る。

2. スウェーデンと日本 ― マクロレベルの比較

2.1. 離別状況とワンペアレント・ファミリー

他の先進国の状況と同様、スウェーデンでも子どものいる家族におけるワンペアレント・ファミリーの割合は増加し続けている。統計をみると、1996年において18歳未満の子どもがいる世帯のうち、17%が母子世帯で、3%が父子世帯であることがわかる。すなわち、ふたり親世帯は、全体の80%ということになる (SCB 1999)。

日本においては、ローンマザーの割合はスウェーデンや他の欧米諸国と比べてかなり低いといえる。同じく18歳未満の子どものいる世帯のうち、母子世帯は3.4%で父子世帯は0.6%にすぎない（国民生活基礎調査 1995）。

しかしながら、ローンマザーとなった原因に関して、日本でも変化がみられる。1970年代までは、夫と死別した女性が大半であった。全国母子世帯調査によると、1967年におけるローンマザーの内訳は、離別が23.7%に対し、死別は68.1%を占めていた。その他の女性（未婚シングルマザーも含む）はわずか8.2%であった。1983年になると、離別女性の割合（49.1%）が死別の割合（36.1%）を超えた。それから10年後の1993年には、ローンマザーの間で離別女性が占める割合は64.3%に達し、死別は24.6%まで減少した（婦人教育研究会 2000）。このことは、つまり日本においても、カップルの解消する率が増えたということを示している。

離婚率（人口千人あたりの離婚件数）については、スウェーデンでは1994年に5.0で、1980年（4.7）以降から大きな変化はみられない。しかし、非法律婚カップル（サムボ）の離別率は、この数には含まれていない。非法律婚間カップルの離別率は、法律婚カップルの離婚率に比べて、2倍から3倍に達するであろうといわれている（SCB 1994）。⁴⁾ 破綻主義に則り、離婚手続きはきわめて簡単なものである。子どもがなく、双方が合意している場合は、すぐさま離婚が成立する。ただ夫婦のいずれかが離婚に同意していない時、あるいは16歳未満の共通の子もいる場合には、6ヶ月間の考慮期間が設けられ、離婚は即成立しない。ただ、その期間を過ぎると、離婚は自動的に成立することになる。

スウェーデンにおいて、非法律婚カップルは社会における家族形態の一つとして受け入れられ（Trost 1993）、これらのカップルとその子どもは、法律婚カップル家族と同等な権利を得ている。1998年では全出生児中、婚外子の割合は54.7%で、婚内子の率より高く、婚外子出生率は、現在でも微増している（SCB 2000）。

日本では、ふたり親家族を規範とする考えが根強いいため、家族の多様性を認めておらず、非法律婚は社会全般でいまだ受け入れられていない。非婚カップルは、法律婚カップルに比べ、税制度、社会保障、相続などにおいていまだ差別されており、婚外子も婚内子と同等の権利を享受できていない状況である（善積 1997）。1994年に生まれた子どものうち、婚外子は1.4%にしか過ぎなかった（人口動態統計 1998）。

離婚制度は有責主義に則り、双方の合意が有る場合は、協議離婚が成立するが、合意していない場合は、調停、審判、裁判離婚の3つの形式を取る。スウェーデンの離婚制度に比べると複雑で、もし裁判になるとかなりの年月を要する。⁵⁾ 離婚率は、スウェーデンに比べると低いが、1975年で1.1、1996年では1.66と少しずつ上昇している（厚生白書 1998）。

2.2. ローンマザーのエンパワーメント、もしくは拘束となる社会制度

ローンマザーの生活に関わる社会制度についてスウェーデンと日本を比較するにあたり、ホブソンが提案した福祉国家モデルを紹介したい。ホブソンは、ローンマザーが経済的かつ社会的困難に陥らないための2種類の理想的福祉国家モデルを提唱している (Hobson 1995)。第1のモデルは、「親就業型モデル」(Parent worker model)で、そこではローンマザーは就業者として福祉システムの中に組み込まれている。一般的にローンマザーも就業し、ケアサービスや社会保障は就業する親に支給されているスウェーデン社会がこのモデルを代表しているという。第2のモデルは、「ケア(育児)への社会賃金モデル」(Caregiving social wage model)で、ローンマザーは就業からというよりむしろ家庭で子どもの世話をすることに手当が支給される。その代表はオランダであるとされていたが、1990年代後半以降、オランダの福祉システムにも変革がみられ、ローンマザーも労働市場に参加していく方向に変わってきている (Bussemaker *et al.* 1997)。

一方、日本の福祉システムは上記のいずれの理想的モデルにも該当しない。むしろ、政策において有配偶女性は家庭の家事・育児を担うことが基準となり、ローンマザーに関しては就業者であることを要求されるという点では、日本はローンマザーにとって、生活していく上で、相当に困難な社会であると思われる。

前述のように、筆者は、社会政策システムが、社会・経済資源の配分についての男女平等を促している社会において、女性のエンパワーメントが進んでいると考える。そこで、ローンマザーが自立した世帯を営むための資源の有無を、社会レベルの「エンパワーメント」という概念を取り入れて考えると、スウェーデンのローンマザーの方が、日本のローンマザーよりはるかに資源を有していると思われる。しかしながら、カップルの解消における男女平等性をみる時、社会制度のあり方は、各々のローンマザーにとってどのように影響しているのだろうか。

3. 調査の方法

本稿で使われている第一次データは、スウェーデンと日本における離別ローンマザーのインタビュー記録を基にしている。このインタビュー調査は、日本の「離別ワンペアレント・ファミリーに関する6カ国国際比較研究会」⁶⁾の委員と各国の研究メンバーによって行われたものである。その中の1カ国であるスウェーデンについては、筆者が、計18人の離別ローンマザーとのインタビュー調査を1997年の2月から4月にかけて行なった。対象者は、スウェーデンの首都ストックホルムに居住する、17歳未満の子どもがいる女性である。サンプリングは、ストックホルム地方裁判所の「離婚記録台帳」と「養育費訴訟台帳」から行なった。

日本の調査は、母子関連福祉団体と母子寮を通じて、東京と大阪周辺（千葉市と神戸市を含む）に居住する離別ローンマザー50人が選出され、1996年の10月から1997年3月にかけて行なわれた。そのロー・データを使用し、筆者がスウェーデンのサンプルと比較し得る者 - インタビュー時に17歳未満の子どもがいた者、離別前後とも3世代同居をしていない者 - を選出したところ、サンプル合計数17人となった。⁷⁾

調査の質問については、国際比較研究として設定されていた調査項目に基づき、各言語の調査票を作成し、内容の統一化を図った。各インタビューは基本的にはその調査票に沿って進められたが、対象者の回答の仕方や話の内容に合わせるように対話が展開していく手法が採られた。スウェーデンと日本の両国調査とも、全てのインタビューが録音された。なお、次章からのインタビュー調査結果の分析において、同研究のサンプル（スウェーデン：18人、日本：17人）について、「インタビュー対象者」と称することにする。

4. 離別前の生活における役割分業とそれが離別後に与える影響

ローンマザーとして生活していく上で、スウェーデンと日本では社会的条件が違うことを考えると、離別プロセスにおける彼女たちの経験も両国では違ったものであろうと予想される。この節では、離別前、夫と同居していた時の家庭での役割分担、及び資源の配分が女性が自立した世帯を営む上でどのような影響を与えたかについて探る。また、女性のもつジェンダー意識が、離別のプロセスにおいて、いかに影響するかについても考察する。

4.1. 労働と家事の分担

先に述べたように、スウェーデンのローンマザーの多くは、離別前も仕事に就き収入を得ていることから、夫への経済的依存度も低いため、他の先進国の女性に比べると、離別による経済的な損害を受けにくいと考えられている。

インタビュー対象者をみると、離別前の家事と労働の分担は、予想した通り、スウェーデンに比べはるかに日本の方が性別役割に規定されていた。スウェーデンの女性18人のうち、自分のことを「専業主婦」であったと答えたのは1人だけであったのに対し、日本女性では、半数に近い8人が専業主婦であった。しかし、日常の家事（買い物、食事の支度、食後の片付け、掃除、洗濯）については、日本では全てのケースで女性がほとんど自分だけでこなしており、スウェーデンでも大半のケースで女性が主に家事を担っていた。

社会制度のあり方が人々の意識や行動に影響を与えるという視点 (Korpi 1989) から見ると、女性の離別前の伝統的性別役割分業（男性は仕事、女性は家庭）に

対する性別役割分業観（ジェンダー意識）は、スウェーデンと日本で異なるものだと考えられる。インタビュー調査では、女性に離別前と後での性別役割分業観について尋ねた。結果はその通りで、スウェーデンの対象者のうち、大半の14人が、離別前に性別役割分業に反対であった。一方、日本の対象者では過半数の11人が、性別役割分業に対し肯定的な意識をもっていた。

男女の役割分担は、家庭内での権力関係の現れであるとも考えられる (Ahrne & Roman 1997)。つまり、権力をもつ者ほど家庭内で労働分担についての決定権が大きく、また自分の希望をかなえる力をもっていると考えられる。

離別前、家庭内での労働分担がどのように行なわれていたかを明らかにするため、まず家族を3つのタイプに分けてみた。第1のタイプは、女性本人は仕事をもたず、主婦として全ての家事を担い（スウェーデンについては、休職者・育児休暇中の者も含む）、夫が稼ぎ手であったもので、「伝統タイプ」と名づけた。第2のタイプは、本人が仕事をもちながら（スウェーデンについては学生も含む）、家事のほぼ全てを担っていたもので、「二重労働タイプ」とした。第3のタイプは、本人が仕事をもち、家事は夫と平等に分担していたもので、「平等タイプ」と名づけた。さらに、この家族タイプを女性の離別前のジェンダー意識と関連させて調べてみた。結果として、表1にあるように、両国間で、労働分担・ジェンダー意識ともに、大きな違いがあったことが明らかである。

表1 性別役割分業による家族タイプと女性の男女平等意識の変化

	スウェーデン		日 本		
	離別前の男女平等意識		離別前の男女平等意識		
家庭内の性別役割分業	平等	伝統的	平等	伝統的	どちらとも いえない
伝統タイプ	1	2	2	5	1
二重労働タイプ	8	2	2	6	1
平等タイプ	5	—	—	—	—
合計	14	4	4	11	2
離別後の男女平等意識	平等	伝統的	平等	伝統的	どちらとも いえない
合計	15	3	9	5	3

スウェーデン — 強い男女平等イデオロギー

スウェーデンの女性にとっては、世帯を営むということは、一般的に夫婦双方が仕事をもち家計に貢献するということを意味する。男女平等意識を考えても、

表1にあるように、インタビュー対象者の大半が離別前においても、性別役割分業に反対していた。仕事をもっていた女性（14人）の多くが、夫に平等に家事と育児を分担してもらうことを望んでいたが、現実は違っていた。

その中の一人、Iさんは、離別前の役割分担に対して不満をもち、夫との間にしばしば対立が起こったと述べている。

彼には私を手伝うように、もっと（家事を）するように言いましたよ。でもいつも仕事ばかりで、家にはほとんど居なかったんです。まあ、彼がやったことといえば、車を洗ったりするくらいで。他のことは全て私がやりました。もう腹が立つし、不満だらけでした。（Iさん：ケース9，事務職，前夫は自営業者）

女性が二重労働を強いられ、不平等な労働分担に嫌気がさしたことが離別の直接的、あるいは間接的原因になったケースは、スウェーデンで多くみられた。妻が家の中と外で仕事に追われる一方で、夫は仕事中心の生活で、趣味も仕事という位に熱中していたケースもあった。

彼はいつも仕事のことでばかりで、帰宅は遅く、家で仕事することさえありました。仕事が人生という感じで。私の方から、家の中のことで、子どものことにもっと責任をもってほしいと文句をいうことはしょっちゅうでした。私が頼んだことはやってくれましたよ。でも自分から率先して家の中のことをするということは全くありませんでした。（Aさん：ケース1，就学前教育教諭，前夫は技術者）

とにかく、もっと彼に家の中のことをしてほしかった。ある日、思いついて、家の中の用事についてすべきこと、掃除や買い物など、と書いたメモを冷蔵庫に張ったことがあるんです。彼は全く気にかけませんでしたね。周りの人に自分の世話を焼いてほしいというタイプの人間でしたから、あの人は。（Lさん：ケース12，調理師，前夫は自営の塗装業）

上記の女性は、いずれも性別役割分業に否定的であった。そして、そのジェンダー意識は、離別前そして離別後とも一貫して変わっていない。彼女たちはみな一様に、家事にかかわる夫の対応への不満感が離別の一因となったと述べている。

別のケースであるDさんは、インタビュー対象者の中で数少ない、性別役割分業に肯定的な女性の一人である。Dさんは、病氣療養のため、離別の1年前に仕事を辞め、それ以来、疾病手当を受けている。

夫は、家のことなど何も気にかけなかった。私が全てやったんです。（彼には）ある程度手伝ってほしかった、特に子どもの世話などは、一番下の子が生まれる直前から、お酒を飲む量が増えたんです。子どもの世話をしてもらえそうな状況ではなくなっていました。（Dさん：ケース4、病氣療養中、前夫は不動産管理会社勤務）

Dさんは、より伝統的な家族観をもっていたにもかかわらず、前夫の家庭への参加を促し続けた。しかしながら、彼女が夫の助けを望んだのは、家事ではなく子どもの世話であった。スウェーデン社会では、親役割の男女平等性という考え方が強く広まっており、男性は一般的に家事より育児に参加する傾向があるという (Björnberg 1994)。この社会的男女平等イデオロギーが、Dさんの理想とする父親のあり方に影響を与え、前夫にもそうなってほしいと願ったのではないだろうか。

日本 — 強い性別役割分業イデオロギー

家事と労働の性別役割分業は、スウェーデンの家庭に比べて日本の家庭でより明白なものであった。表2で示した伝統タイプの家族に属していた女性は、離別前の夫には第一に稼ぎ手であることを求めていたと思われる。また、性別役割分業に肯定的であった女性は、夫が家族を経済的に養うということがとても重要だと考えていたようである。実際、これらの女性の中で、夫の経済的な問題が離別した最大の要因だった。その中の一人、E子さんは、結婚を機に仕事を辞めてから離別するまではずっと専業主婦だった。

夫が外で働いたのだけで、妻が家庭を守って行けるだけの生活ができれば、それに越したことはない...夫は外で働くのは、これは基本ですから。それがないと夫じゃなくなりますから、基本的にはそれはもう絶対なんです、妻が家庭を守るっていうのはその時の夫の意見がそうであればそうだと思いますし。その時の夫が君は外で働いてもいいよっていうタイプだったら、外で働いた方がいいと思います。（E子さん：ケース5、離別前無職 — 現在経理事務、前夫は定職に就かず知人の手伝い）

表1にあるように、日本では多くのインタビュー対象者が、離別前に性別役割分業を支持していた。離別後もその意識は変わっていない女性が数人いた。

やっぱり実際、今は私も仕事をもって頑張っているんですけども、できれば自分がもし奥さんでいれるのなら（夫が）外で頑張ってくれるように家を守りたいと思いますね。ちょっとでも（夫が）外で頑張って頂けるように。
（N子さん：ケース14、離別前無職－現在生命保険外交員、前夫は事務職）

夫の給料だけでは家計が苦しく、妻がパート勤務をして家計を助けたというケースが数件あった。また、「離別に備えてパート勤務を始めた」女性もいた。しかしながら、日本の伝統タイプの家族では、「夫が働き、妻が家庭を守る」という考えが浸透し、離別前に、その考えに対し疑問をもつことはなかったようである。これらの女性は、周囲に期待され、また本人もそう考えていた通り、家事・育児の全てを担い、夫はほとんど手助けをしていなかった。それどころか、離別前に夫が平等に家事をこなしていたというケースは、日本には一つもなかった。つまり、妻がフルタイムで就労していたとしても、夫の家事参加にはほとんど影響がなかったということになる。例えば、離別前から看護婦としてフルタイムで働いていたA子さんは、ジェンダー規範と支配的な前夫の双方に拘束されていた。

私と（夫）は年齢が10歳違うんで、一方的にもうこれは自分で（家事を）しなきゃいけないんだっていうのがあったんで、相手に相談して協力してもらおうっていうのが、そこまで私、考える余裕がなかったんですね。もう少し相手にそういう投げかけをしていれば、お互いコミュニケーション取れたと思いますけど。やっぱり自分の頭の中で全部自分でやっていたから、それぞれが。（A子さん：ケース1、看護婦、前夫は清掃会社勤務）

A子さんは、一貫して性別役割分業には否定的であるが、それでもなお、既婚女性に対し日本で理想とされている、フルタイムでの家事・育児の担い手という役割を果たせなかったことへの矛盾も感じている。もう一つのケース、H子さんはフリーランサーで金銭感覚が自分とは合わなかった夫に我慢できなくなり離別している。彼女の回答は、日本のインタビュー対象者が同居していた時もっていた夫の役割に関する男女イデオロギーを的確に表わしている。夫はあくまで主な稼ぎ手で、経済的に妻が頼ることのできる存在となるのが理想的とされる。

結局私が働いて、向こうは不安定ですよ。カメラマンという仕事は、入ったり入らなかったりとかではないんですけど、山がありますでしょう。けど、正社員として働いていると、一応最低限きちんとしたお金が入りますよね。だから、そのへんをあてにするという訳ではないんですけど、本人がきちんとした人だったら、そういう絶対奥さんの給料とかを当てにしないでしょ。けど、口ではそう言いながら、収入が不安定ですから、（夫が自分に）何となく頼るようになって。あなたがしっかりするからダメなんだ、とあとあとから言われるんですけどね。金銭面でルーズだったことが許せなかったですよ。（H子さん：ケース8，離別前，会社員－現在経理事務，前夫，フリーランスのカメラマン）

Hさんは、離別前、性別役割分業に肯定的であった。しかし、外で仕事をすることは嫌いではなく、また生活費も必要だったので働いていたと述べている。離別後は、彼女自身、性別役割分業に対し、賛成か反対かどうかは一概には言えないとしながらも、女性が仕事をし過ぎることにより、男性の家事分担量が増えるのは好ましくない、という見方をしている。Hさんも、前述のAさん同様、女性の稼ぎ手としての役割は受け入れる一方で、フルタイムでの家事・育児の担い手となれなかったことに矛盾した気持ちを抱いていたようである。

夫が家庭を省みなかったというのは、日本のインタビュー対象者の間で、共通した問題であった。スウェーデンの結果と比べると、興味深い違いがみられる。スウェーデンの女性は、夫が対等な家事・育児の担い手となることを望んでいたのに対し、日本の女性は、夫に世帯の主な稼ぎ手としての役割を担い続けてほしかったようだ。それぞれの国で期待される夫としての役割を自分の夫が果たせなかった場合、多くの女性は結婚生活にピリオドを打とうとしている。これまでもジェンダー研究において、社会制度のあり方が人々のジェンダー志向に及ぼす影響について論じられている。つまり、ローンマザーが結婚生活をどのような点で失敗したと解釈するかは、ジェンダーの視点からみた社会制度のあり方に影響されているかもしれないと考えられよう。

それでも離別のプロセス自体が、女性の志向を大きく変えうるということが、日本女性の男女平等意識を調べると明らかである。表1にあるように、性別役割分業に肯定的であった女性は離別前の11人から、離別後には5人に減少しており、一方で、平等志向の者はこの間、4人から9人に増加している。上述の通り、日本女性は、性別役割分業観はそれほど強くはなくても、フルタイムでの家事・育児の担い手となれないことへの矛盾を感じることもある。このことは、女性の男女平等意識がローンマザーとしての新しい環境のもと、再構成されると同時に、

日本社会にいまだ深く浸透している「性別に規定された役割分業観」（ジェンダー規範）によって、拘束されているからなのかもしれない。

4.2. ジェンダー規範と資源・扶養義務の配分

権力関係を資源論から捉えたと、夫婦のうち権力資源をもつ方が、より権力を行使できる (Blood & Wolfe 1960; Blumstein & Schwartz 1991)。この視点から解釈すると、夫婦のうち権力をもつ方が、より資源の配分をコントロールすることができるのも考えることができるのではないだろうか。

夫婦のうち家計を管理している方が、常に貨幣を自分のために自由に使い、またその額が相手より多いとは限らない。例えば、日本の家庭では、一般的に収入を得るのは夫であるが、妻が家計を管理している。しかしそれは、妻の方が自分のために自由になる貨幣をより多くもつということにはつながらない (木村 2000; 善積・高橋 2000)。このようなケースでは、家計を管理すること、特に日常の収支をやりくりすることは、ジェンダー規範に規定された妻の役割であるともいえる。つまり、そこでは、夫は一見、家計に関して妻に管理されているようであっても、経済資源について実際の決定権をもち、コントロールしているのは夫自身なのではあるまいか。

上記の考えを基に、同居時の性別役割分業のレベルが、離別プロセスにおける夫婦間の経済資源の配分にいかに影響を及ぼしたのかをみることができる。この節では、まず、離別後の経済資源の配分が、それぞれの国の家庭でどのように行なわれたかについて日本とスウェーデンを比較してみよう。

スウェーデンでは、インタビューを受けた女性は、国の法制度（婚姻法・離婚法）に関する知識を得ていたように思われる。スウェーデンの法律では、夫婦の財産はそれが個別の名義であっても、通常全て共有財産とみなされ、離婚の際は平等に分割されるよう定められている。非法律婚カップルが離別する際は、同居時の住居と家財が共有財産として分割の対象となる。さらに離別後は、夫婦間で慰謝料の請求は行なわれない。

日本では、夫婦のどちらか一方に破綻の原因がある場合は、もう一方からの慰謝料請求が認められている。また、婚姻後に蓄えた財産は、名義にかかわらず、離婚する時平等に分割すべきという考えは、近年、裁判所でかなり定着してきているという (榊原 2000)。しかし、離婚の圧倒的多数である協議離婚の場合、第三者は介入しないため、平等分割の概念は一般的には浸透しておらず、当事者だけでは財産は平等に分けられていないのが実情である。日本のインタビュー対象者の多くには、家庭を営んできたという意識はあっても、必要な資源の供給者であったという意識は乏しく、離別の際に資源の平等分配を要求する権力を得て

いなかったようである。離別後の子どもの扶養義務についても、上記と同様な結果がみられる。

スウェーデンでは、子どもの権利を重視し、離別後も親として子どもの成長に平等に関わっていくよう、養育権⁸⁾の共同性が唱えられている。法律婚カップルについては、離婚後、父母は自動的に共同養育権を得ているが、非法律婚カップルについても、今後法律婚カップルと同等に取り扱われるようになることが決められている (Justitiedepartementet 1999)。つまり、親の一方が単独養育権を得ることは、もう一方の親が経済的・社会的に特別な問題を抱え、裁判でその事実が認められない限り不可能であることを意味する。日本では、離婚後、いまだ父母どちらかが単独親権を得るよう定められており、実の両親の養育への責任の分担と平等性は追求されていない。実際、親権を得るのは、約8割方母親である (厚生白書 1998)。離婚後、別れて暮らす親 (多くの場合父親) と子どもとの関わりの重要性への社会的関心は薄い。

スウェーデン — 平等な配分

先に述べた通り、インタビュー対象者によると、スウェーデンの家庭では、離別後の資源配分は日本に比べてかなり平等に行なわれていた。ほとんどの女性が同居時にも仕事をもち、稼ぎ手として家計に貢献していたこと、また、法や政策という社会制度における男女平等性により、女性は離別の際、資源の平等な配分を獲得できたのだと思われる。

住居については、18件中11件で、離別後、夫が家を出て、妻が子どもと住居に残っていた。これらの女性にとっては、離別後も、子どもにそれまでと同じ、あるいはできるだけ同様な安定した生活環境を与えることが重要であったし、夫もその考えに同意していた。また、離別原因⁹⁾が離別後の住居の配分 (家を出るのはどちらか) に何らかの影響を与えたかどうかについては、インタビュー対象者に関する限りでは、その関係性はみられなかった。ただ、住居に妻と子どもが残ったケースでは、大半 (10件) が賃貸住宅に居住していた。残りの1件は、妻が住居を自分で所有しており、夫が出て行ったケースであった。

例として、Qさんと彼女の夫は、離婚後もお互いがうまく暮らしていけるように、また特に子どもが安心して生活できるように、資源・財産を分割するよう取り決めた。Qさんは、離婚する数年前から、夫との生活に幸せを感じられず悩んでいたが、子どものために結婚にとどまっていた。ある時、夫が他の女性と関係をもったことがわかり、それをきっかけによりやく離婚を申し出ることにした。それまで夫婦共同で契約していた賃貸住宅はQさんが受け取り、夫は共有していたサマーハウスをそのローンとともに引き継いだ。

一緒に暮らしていた時、（夫との間に）特に対立はありませんでした。別れる時も、あまり喧嘩などしなかったし。将来のことを考えて、できるだけのことをしたっていうか。とにかく子どもにとって何が一番かを考えました。

（Qさん：ケース17、店員、前夫は機械工）

Qさんの場合、離別前に家計に関する対立も起こらなかった。夫婦で平等に家計に貢献しており、また経済資源は共同のものと考えていたからである。離別後は、子どもの養育も問題なくシェアされている。2人の子ども（インタビュー時、8歳と9歳）は、主にQさんと一緒に住み、隔週末（金曜午後から日曜）は父親の元で過ごしている。それ以外に、毎週木曜日の夜、Qさんが外出時、Qさんの自宅で父親が子どもたちの面倒をみている。また、夏休み期間には2週間、父と子が一緒に生活する。通常一緒に住んでいない方の親の元で隔週末を過ごすことは、両親が離別したスウェーデン人の子どもたちの間できわめて一般的である。前述の通り、Qさんと前夫は2人の夫婦としての関係は終わったにもかかわらず、子どもの親としての自覚をもち、子どもの最善のためにできるだけ努力をしている。Qさんは、前夫が子どもの養育費として、社会保険事務所に毎月合計2200クローナを支払っていることを知っている。彼女自身は、国が定めた養育費の基準額である2346クローナ（子ども2人分）を、同事務所を通じて受け取っている。¹⁰⁾

インタビュー対象者のうち、夫が浪費する・生活費を渡さないなど、経済的な問題を離婚の原因に挙げた者はごくわずかであった。そのうちの1人、Rさんは、離別前、ソーシャル・ワーカーになるため大学に通っていたので、奨学金を自分の収入としていた。前夫は収入を交際費などの楽しみのためだけに使う傾向があり、世帯の稼ぎ手の一人としての責任を果たしていなかったという。それでもRさんは、なんとか彼に毎月の家賃だけは負担してもらい、残りの支出は彼女がやりくりしていた。前夫の無責任さに対しRさんは何度も抗議し、口論する回数が増えていった。

そんな生活には我慢できなくて、何を言っても、（夫は）家族のために生活パターンを変えるだろうとも思えなかった。だから、離婚することに決めたんです。（Rさん：ケース18、ソーシャル・ワーカー、前夫はコック）

その後、離別する方向で話が進み、Rさんの夫は別の住居を見つけると、そちらに引っ越して行った。共同で購入した家財などは、夫婦間でできるだけ公平に分けるようにした。離別当時5歳だった娘はRさんの元に残り、隔週末を父親の

所で過ごすよう取り決めた。最初の1年間は前夫の生活が軌道に乗らず、取り決めた通りには、娘は父と過ごせなかったが、今では、隔週末を父親の元で過ごしている。養育費に関しては、Rさんは社会保険事務所より基準額（1173クローナ）を受け取っているが、前夫がそのうち幾ら支払っているかについては知らされていない。

スウェーデン人の間では、たとえ離婚しても、子どもの最善を考えることは親としての義務であるという意識が強く浸透している。インタビュー対象者の家族では、父親が精神的な疾患のため、自分から連絡を閉ざしている1ケースを除き、子どもたちは別居する父親と規則的なコンタクトを持ちつづけていた。セーヴェンヒューイセン (Sevenhuijsen 1991:88) が指摘したように、「共同養育権の導入は、家族法について新しい制度が生まれ発展していく中での結晶点であった」といえる。また、その制度は、実際に人々の志向と行動様式に反映されているともいえよう。

日本 ― 不平等な配分

日本では、妻の経済状況と夫の経済についての観念そして対応が、離別後の経済資源の配分に大きく影響している。インタビュー対象者のうち多くの女性が、夫の金銭的な無責任さが離別の主な原因になったと述べている。¹¹⁾ 離別後、多数の女性が前夫は自分と子どもに対して経済的な責任を負えないだろうと解釈し、慰謝料や養育費を請求していなかった。

住居についてみると、離別の際、17件中16件で、女性が子どもをつれて家を出ていた。スウェーデンでは既に認識されている離別後の子どもの生活環境の重要性に関して、日本では同レベルで認識されていない。そのためか、多くのインタビュー対象者にとって、離別する上での選択肢は、子どもと家を出るの一つであった。

L子さんは金銭問題が主な原因で前夫と離別した。前夫はL子さんの知らない間に仕事をしないようになり、給料を稼ぐ代わりに借金をして、L子さんに生活費として渡すようになっていた。離別の際は、L子さんが当時1歳だった息子を連れて実家に戻り、6ヵ月後に母子寮に移った。彼女は離別して5年になるが、前夫の保証人となってしまったために、いまだに一部の借金の返済を強いられている。

(離別の際) 私がもらったものは、私が結婚するときに持っていった物だけ...で、子どもの養育費はくれるって言われたけど(3万円)、2回ももらっただけで、後は1回ももらってなくて、家にあった家財道具・電化製品一式全部

向こうが持って帰りました。（L子さん：ケース12，離別前無職 — 現在店員，前夫は修理工）

養育費に関しては，日本では，スウェーデンのように国が介入し，別居する親への取り立てなどは行なわれておらず，支払いに対する強制力ももたない．個々の親が家裁に申し立てることはできるが，その行動を起こす力を持ち得ている個人は少ない．Lさんも，養育費の取り決めについて前夫の口約束を信じていなかったのにもかかわらず，法的措置を取らなかったことを後悔している．しかしながら，彼女は，別れた父親にも必ず扶養の義務はあると考える反面，前夫にはその支払い能力はないと思っている．

日本の多くのケースでは，夫との離別はその絆を完全に断ち切ってしまうことを意味していた．前夫から身体的・精神的虐待などを受けたことのない女性たちでさえも，離別後は，前夫と一切関わりたくないという意思をもっていた．養育費の問題も，前夫と関わるのが嫌だという理由で自ら断ち切った女性もいた．

Pさんは，自営業で稼ぎが多いはずの夫がわずかな生活費しか渡さず，それ以外は全て浪費していたことが原因で離別した．また，夫が子どもたちに全く愛情を示さなかったことも原因であった．離別後は，前夫とのコンタクトは拒否し，子どもにも絶対会わせたくないと思っている．養育費について取り決めなかったのもそれが理由である．

（養育費を支払う時に夫が子どもに会いにくるかもしれない）あーそういうふうになるからこそ（夫から養育費を）受けたくなかったんですよ... やっぱりもらったら父親としての権利もあるんだから（子どもに）会わせなきゃいけないと思うんですよ... 養育費を支払ったら（支払った方が）くれてやるっていう態度になると思うんですよ．だから結婚生活の延長っていうみたいな感じでしょ．（P子さん：ケース16，離別前無職 — 現在事務職，前夫は自営の建築業）

インタビュー対象者による限りでは，前夫の中に，「離別後に子どもにとって最善の生活環境を整えたい」，またそのために「自分は親として扶養の義務を果たしたい」という考えをもつ者はいなかった．むしろ，子どもの存在を離別の時の資源（武器）にし，離別の交換条件に，子どもの親権（必ずしも子どもと同居するというのではなく）を請求した男性がいた．「妻が子どもを連れて行くななら，自分は一切金銭を支払わない」と脅した男性もいた．日本では，そのような場面で，女性にとって「唯一無二の資源」（絆・よりどころ）は子どもであるケース

が多いと考えられる。交渉関係において他の権力資源をもたない女性にとっては、夫からのこのような脅しは、絶対的な拘束力をもつこととなる。

F子さんは、離別の交換条件として、彼女も子どもたちも今後一切、夫に養育費を請求しないという念書を書くよう要求された。結局、書類は作成せずとも離婚は成立したが、口約束であってもそのような要求に応じたことを今は後悔している。

養育費の請求っていうのは、結局親の権利じゃなくて子どもの権利ですよ。だから...例えば口で（請求）しないって言っても、子どもの権利として裁判所とか何とかっていった時には（夫は養育費を）払う義務がある訳ですよ、本来は....一旦離婚するっていうことについては（夫は）同意したとしても、じゃあ子どもは俺引き取るって言いますでしょ。今まで全然（子どもの面倒を）みていなかった人ですから、引き取れる訳なんかないわけなんです。けど、そういうのに対してこっちが（子どもを）手放さないって言うでしょ、そうするとお前が勝手に手放さないって言うんだから、俺は金は払わないよって言われたんです。で、（夫は）やっぱりそういう手だったんでしょね、今思うと。（F子さん：ケース6，離別前無職 — 現在事務職，前夫は団体職員）

F子さんも前出のP子さんと同様、別居する父親に養育費の支払い義務があると強調している。しかしながら、各々の家庭における悪化した夫婦関係と夫の親としての無責任な態度が、離別後の父子関係の発展を遮っている。また、離別後も別居する親子がコンタクトを持ちつづけていくことの重要性について社会レベルで充分に取り上げられ、議論されていないことが、各々の親の意識・行動にも反映していることも、付け加えておくべきであろう。

子どもの権利を守ること、そして親の扶養義務と責任を問うことについて、スウェーデンに比べて日本での政策は進んでいない。同分野で「ジェンダー」の視点を取り入れる時、次のようなことが考えられる。核家族として同居している時は当然のこと、たとえ夫婦が別れて、子どもと別居したとしても、親として子どもの成長に関わっていくことは「ジェンダー」に中立で平等であるべき、と。共同生活をしている時に夫婦間の役割分担と資源の配分を平等なものに近づけてこそ、離別後の様々な関係も平等なものへと発展するのだろう。

5. 離別後の女性のエンパワーメントと社会的抑圧についての考察

この章では離別後の生活の変化に焦点をあて、まずインタビュー対象者の生活状況を調べてみたい。前述のように、スウェーデン、日本のどちらの社会においても、ローンマザーは仕事をもち、収入を得ることが不可欠である。実際、表2にあるように、日本のローンマザーは、インタビュー時に全員就労していた。スウェーデンについては、離別後、14人が就労し、2人は失業中、1人は学生、そして1人は療養中であった。インタビュー対象者の全収入に占める稼働所得の割合を比べると、日本の方が高く、74.5%、スウェーデンでは63.2%であった。このことは、収入に占める社会保障と養育費の割合が、スウェーデンの方が高いことを示している。¹²⁾

表2 就労状況の変化

	スウェーデン			日 本		
	フルタイム	パートタイム	その他	フルタイム	パートタイム	その他
離別前	7	7	4	4	5	8
離別後	9	5	4	14	3	0

注：日本ではパートタイムは雇用上のステータスで、正雇員でないことを意味するが、スウェーデンでは、主に実質労働時間が正規の労働（週約40時間）より短い労働を指す。

スウェーデンー弱まるふたり親家族規範と社会的拘束

スウェーデンでインタビューしたローンマザーからは、「離別前の収入は2人分だったのが、現在は1人分に減った」「お金に関して、常に前もって計画しておかないといけない」という意見が多数聞かれた。離別後、ひとりで生活費を稼ぐことの大変さも強調された。対象者のうち、離別後にぜいたくな暮らしをしていると答えた者は一人もいなかったが、貧困に陥っていると断言できる者もいなかった。全員が離別前にも何らかの形で個人所得を得ていたため、多少の不安はあっても、ローンマザーとして生活していく基盤はもっていたといえる。住居・就労状況に大きな変化を経験したのはごく少数であったことをふまえると、離別のプロセスにおける、夫婦間の平等な資源配分と役割分担が、ローンマザーの離別後の経済状況¹³⁾に、大きく影響しているのだと考えられる。例えば、離別後の経済面での満足度は、離別前にどれだけの経済資源が自分自身へ配分されていたかに大きく影響されている。同居中、夫より自分の自由になるお金が少ないという不満感をもっていた者や、夫が浪費家で家計の収支が大変だった者は、離別後の収入レベルに関係なく、現在の状況を肯定的にみているからである。

次に、離別した女性はローンマザーとしての生活全般をどのように捉えているのか、また社会制度のあり方はローンマザー・ファミリーにとってどのように影響しているのかについて考えてみたい。

スウェーデンでは、ローンマザー・ファミリーも数ある家族形態の一つとして社会に受け入れられている。規範としての結婚、性別役割分業観はかなり弱くなっている。一般の人々の間では、離婚・離別は恥じるべきものではなく、誰もが経験するかもしれないこととして受け止められている。

実際、インタビュー対象者の中で、「ローンマザーである」という理由から、社会的に差別された経験をした者はいなかった。

スウェーデンでインタビューをした女性のうち、ほぼ全員が「離別したことを後悔していない」と述べている。その一人のNさんは、離別後、正看護婦という職を離れ、現在は失業中であるが、時には臨時看護職員として働いている。3人の子供と父親の隔週末のコンタクトは続いているが、日常は一人で子供を育てているため、シフト勤務のある看護婦の仕事は続けられなかったという。今後は定時の勤務時間が選べる職種に就きたいと考慮中であった。Nさんは、歴然たる世帯の収入減を大変なことと感じていながらも、離別したことを肯定的に捉えている。

（経済的に）自分がしたいことができるし、今の方がもっと自由。

（社会的に）前より、いろんな人と出会い、つきあう機会が増えた。

（個人的に）強くなったし、さらに自立した人間になれた。

（Nさん：ケース14、離別前看護婦－現在失業中、前夫は自動車工）

「子どもには両親が必要」という考え方は社会に強く残っていても、離別そのものを特別視することではなく、社会的に逸脱行為とはみなされない。ローンマザー・ファミリーを逸脱したグループとみない社会制度のあり方が、ローンマザーの周囲の人々の意識や行動にポジティブに影響していると考えられる。別の言い方をすれば、ローンマザーは、社会制度、そしてふたり親家族規範のいずれからも拘束されていないのである。インタビュー対象者のほとんどが、離別後に自分の両親、兄弟姉妹、友人などから経済的支援、生活における具体的なサポート、あるいは精神的支援を受けたと語っている。その他、社会レベルの支援対策も存在する。近年、表面化するドメスティック・バイオレンスの増加について盛んに論議されているが、¹⁴⁾ 女性が身近な男性から虐待される状況から抜け出したい場合、全国各地にある支援団体「女性緊急センター」に駆け込み、助けを求めることができる。例としてOさんは、暴力を振るう夫から逃れたい

気持ちが強くなり、ストックホルムにある支援団体「全女性の家」(Alla Kvinnors Hus)を訪れ、何度かカウンセリングを受けていた。

彼の行為はどんどんひどくなって、“全女性の家”で彼との関係についてカウンセリングを受けていたので、(全女性の家が)助け出してくれるだろうと思ってました。実際、住まいを提供してくれて、子どもと一緒に家を出ることができたんです。(Oさん：ケース15、調理士、前夫は市交通局勤務)

社会レベルの支援のおかげで、Oさんは最終的に前夫から逃げず、問題を根本から話し合う機会をもつことができた。前夫は自分の犯した過ちを反省し、Oさんの離別要求を受け入れ、何とか子どもの親同士としての関係を正常化させるよう努力してきたという。離別して5年たった今、Oさんと前夫は子どものことについて話し合う際には、問題なくコンタクトがもてる間柄となっている。このケースは、夫婦間の権力が不平等なものであったにもかかわらず、仕事から得た経済的資源と支援団体を通して得た社会的資源が女性のエンパワーメントを促進したおかげで、支配的な夫から離別し、自立した生活を送れることになったプロセスを明確に表している。

日本 ― 根強いふたり親家族規範と社会的拘束

日本では、離別する際に準備しなければならない重要な事項として仕事と住居の問題がある。同居中、専業主婦であった者にとっては、自立できるだけの仕事をみつけるのは至難の業であった。パートタイム勤務をして、家計を支えてきた女性にとっては、離別後は主な稼ぎ手になるために、フルタイムの仕事、あるいは賃金の高い職を探すことが必要となった。インタビュー対象者が離別後の経済状況をどのように認識したかについては、スウェーデン人女性同様、離別前の生活条件が大きく影響していることがわかった。住居に関しては、離別後、生活が軌道に乗るまでの間、実家で暮らしていたケースも2件あったが、両ケースともその後母子寮に移っている。恵まれた経済資源をもたず、自分自身の収入から住居費を捻出する場合は、賃貸住宅を借りるのが一般的と思われる。しかし、都市部での民間賃貸住宅の家賃は、多くのローンマザーにとっては高すぎるのが実情である。離別後、実家に戻り、その後、民間賃貸住宅に暮らしたMさんは、家賃の高さが理由で母子寮に移ることにした。

他の民間に行ってみていろいろ経験してみて、本当に最後の手段として入ったんですよ。その時すごく思い切りが、決心がいったんですけどね、実際

入ってみたら、すごいやりやすい所ですね...（母子寮に入った理由は）場所と金銭、経済的に。給料の半分近くが家賃でとんでいきましたからね。あとこの近くで民間っていったらすごく高いんですよ。駅の近くだったら、10万とか15万とか20万とかね。（Mさん：ケース13、離別前無職－現在事務職、前夫は技術職）

経済的理由からと、そして必要な場合、子どもの面倒をみてもらえるという便利さから、ローンマザーにとって、母子寮は選択肢の一つとなっている。しかし、母子寮の生活には、さまざまな規制があり（門限や男性訪問客の禁止など）、完全に自立した生活を保障されているとは言い難い。さらに、母子寮住まいということで社会的弱者というレッテルを貼られるかもしれないリスクもある。母子寮住まいの女性の中には、子どもが学校で肩身の狭い思いをするかもしれないから、子どもの就学前には母子寮を出たいと望んでいる者もいた。日本の都市部の住宅事情に関しては、同レベルでスウェーデンの事情¹⁵⁾と比較することはできないが、それでもローンマザーにとって比較的安価な賃貸住宅（市営・都営など）の入手をより可能にする制度、そして子どものいる低所得家族に対する国からの住宅手当・扶助制度なども検討されるべき問題であろう。

離別したことにより、日本の女性は日常でさまざまな障害にぶつかっていた。男性の世帯主が欠如している世帯とみなされ、差別されたという者もいた。社会保障（児童扶養手当など）を受ける際、女性が本当にひとりで子どもを養っているということを証明させられるような場面もあった。また、自分たちに経済援助をしてくれる異性の友人はいないことを常に証明しなければならず、プライバシーの侵害を受けるという者もいた。この点は、スウェーデンの事情とは大きく異なっている。スウェーデンでは、子どもの扶養義務をもつのは、あくまで実の親であるため、同居親が再婚しても、その新しいパートナーには、扶養の義務はない。別居親は、子どもが暮らす新しい家庭の経済状態に左右されることなく、子どもの養育手当を支払う義務を負う。それと対照的な日本の制度は、ローンマザーの意識と行動に拘束的に影響しているといえる。さらに、親族間における扶助の義務が唱えられている法制度に規制され、離別直後、生活保護を申請したいと思っても、まず親や兄弟姉妹の援助が得られないことを示さなければならなかった、というケース、また実家に暮らす間は、児童扶養手当を受けられなかった、というケースもあった。福祉事務所の対応に対する見解はさまざまなものであったが、否定的に捉えているものも多くいた。そのうち、B子さんは、離別後の家計が苦しく福祉事務所に融資の相談に行った際、制度の拘束性を身をもって体験した。

あれはね、慢性的な生活苦には貸してくれないんですよ... 一時的な病気で働けなかったとか、ちょっと突然親が病気したとかそういう理由があればいいんですけども... (その代わり) 生活保護を受けなさいとかいう話ばかりなんですよ。で、生活保護っていうのは、部屋代が5万以下の所に住んでなきゃ (お金が) 下りないって言うんですよ。そんなの今の世の中、5万以下の家賃の民間アパートなんてありませんよっていうことで (区役所と) もめて、 (区役所から家賃5万以下の所に) 話してくれれば (私はそこに) 引っ越しますっていうことで (もめて)。結局借りられなかったんです (融資も生活保護も) ... 本当に大変でした。 (区役所で) 思わず泣いてしまいましたから、お願いしますと。 (B子さん: ケース2, 離別前無職 — 現在生命保険外交, 前夫は自営の貿易業)

B子さんのように離別前に仕事に就いていなかった者にとっては、離別後の生活は経済的にも社会的にも苦勞の連続であった。日本の労働市場は、専門の資格をもたず、ましてや子どものいる女性にとっては厳しい。D子さんもその一人で、求職中に受けに行った会社で嫌な思いをし、ローンマザーということもあり不採用になってしまった経験がある。

あの、一応面接に行ったんですけど、履歴書に書いて持っていきますよね。じゃ、何時何時から来て下さいっていう話まであったんですけど、何か家族の欄に私の名前と子どもの名前だけでしか書いてなかったの、えっご主人はどうしたんですか、って聞かれて、離婚したんですって言ったら、あっ、ちょっとそれじゃ困りますって。何が困るのかわからなかった。そういうのが2, 3度あったっていうことが、ちょっと困りましたね。 (D子さん: ケース4, 離別前無職 — 現在老人ホーム勤務, 前夫は会社員)

男性を世帯主とするふたり親家族を基準とする日本の社会制度は、人々の家族に関する考え方に大きく影響を与えている。D子さんを含め、同様な経験をしたローンマザーは、明らかに配偶者のいる女性に比べ差別されたことになる。社会で自立していく上で、女性であるということと、子どもをもちながら男性が欠如した女性世帯を営んでいるという理由で、ローンマザーは二重に差別を受け、社会に抑圧されているといえるのではないだろうか。

6. おわりに

本稿では、ジェンダーの視点から、カップルの解消における男女間の権力関係と離別後のローンマザーの生活状況について、スウェーデンと日本のケース・スタディを基に比較分析した。まず、スウェーデンでは、ジェンダーの平等を推進する社会政策（例えば、女性が労働市場に参加するためのインセンティブ）と平等に資源を配分することを目的とする法制度（例えば、離婚後の共同財産の2分割制度）は、女性が、もはや望まない結婚生活から脱出し独立した世帯を営むための力（可能性）を強める資源となっている。そして、これらの社会的資源は、同時に離別後の女性の生活も支えている。男女平等な社会システムは、女性の平等意識と尊厳性をより高め、そのことは、家庭内での女性の交渉力にもプラスに影響すると考えられる。さらに、スウェーデンにおける家族形態の多様性とジェンダーに中立な家族観は、ローンマザーが社会的な逸脱グループとみなされず、特別な差別もされない要因となっているといえよう。

その一方、日本では、男性を主な稼ぎ手とするふたり親家族規範が、社会政策（例えば、既婚女性を、夫の扶養家族とみなされる範囲で就労させるインセンティブ）と法制度（例えば、婚姻時の夫婦間の扶養義務と離婚後の財産分割の不平等性）に深く根ざしている。これらの社会制度は、離別のプロセスにおいて、またその後、独立した世帯を営む上で、女性をむしろ拘束しているように見える。

以上の調査結果から、日本のローンマザーに比べて、スウェーデンのローンマザーの方が、概して経済的にも社会的にも恵まれていることが明らかとなった。

しかしながら、スウェーデンの女性といえども、社会においていまだ男性と同等の権力と資源を獲得していない（SOU 1998：6）。家庭の労働分担についても、男女平等はまだ達成されていない。ローンマザーは社会的な逸脱グループというレッテルを貼られておらず、問題視されていないとはいえ、今後、国の社会・経済事情の変化により、女性のエンパワーメントへのメカニズムに狂いが生じることがあるかもしれない。どの国においても、社会的・経済的資源が男女で平等に分配され、それによって女性も男性と同等な権力を獲得できるよう、追求し続けることが重要である。

注

- (1) 1994年9月、スウェーデン政府は、男女平等推進の意図から、経済力と資源が男女間でどのように配分されているかとのテーマで「女性の権力調査」（Kvinnomaktutredningen）と名づけた国家規模のプロジェクトを発足させた。

合計100人にも及ぶ研究者が参加し、調査結果は1997年から1998年にかけて計14冊の報告書（SOUシリーズ）にて発表されている。

- (2) スウェーデンでは非法律婚（非婚同居：sambo）が一般的となっており、本稿で使用された調査でも18件中3件が非法律婚を経て、離別していた。こうした非法律婚カップルも結婚として扱うことにより、本稿では、結婚生活のことを「同居」、そして離婚を「離別」と称している。また非婚カップルの男女も「夫婦」と称することにする。さらに、諸外国の既存研究において、母子世帯の母親を総称する一般的な語である「ローンマザー」という用語を本稿でも用いている。
- (3) 福祉国家におけるローンマザーの貧困率を、LIS (Luxembourg Income Study) を基にして分析したホブソンと高橋 (Hobson & Takahashi 1997) の研究によると、スウェーデンのローンマザーの貧困率が調査国中一番低く、3.8%(1992)であった。その他の国の同貧困率は以下の通り：フィンランド 5.1%(1991)、デンマーク 8.1% (1992)、ノルウェー 8.9% (1991)、英国 13.3%(1986)、オランダ 20.9% (1991)、フランス 23.5% (1984)、ドイツ 26.0%(1984、当時の西ドイツ)、カナダ 43.4% (1991)、アメリカ合衆国 57.6%(1991)。
日本に関しては、上記の LIS に含まれておらず同様な分析は不可能であるが、母子世帯の1997年次の平均年間所得（249万円）は児童のいる全世帯の年間平均所得（782万円）と比べると約3割にしか満たない（婦人教育研究会 2000）。つまり日本のローンマザーの貧困率は、かなり高いものであることが予想される。
- (4) ローンマザーに占める離別・離婚女性の割合は、スウェーデンと日本では同様には比較できないことを指摘する必要がある。スウェーデンでは、ごく一般的な非法律婚を経て離別した母親たちも、統計上は全て「未婚」というカテゴリーに加えられるからである。彼女たちは、単身で出産する、いわゆる「シングルマザー」とは異なることも付け加えておくべきであろう。Swedish Institute for Social Research が行った LNU (The Swedish Level of Living) 調査を用いた分析によると、ローンマザー全体に占める未亡人の割合は、1961年では16.4%、1981年では6.6%、1991年では5.6%とごく少数であった (Hobson & Takahashi 1997)。
- (5) 日本では、協議離婚が圧倒多数を占め、その割合は約 9 割に達している（厚生白書 1998）。
- (6) 研究委員会は財団法人家計経済研究所の助成により1995年に設けられ、日本、アメリカ、イギリス、スウェーデン、オーストラリア、香港についての調査が行なわれた。

- (7) この方法で、首都圏11名、関西圏6名を選出した。両地域のローンマザー間に特別な地域的属性の特色はみられなかったため、本稿では、彼女たちを一つのグループとしての「日本のローンマザー」としてみている。また、日本のサンプルが母子寮に居住する者の中から選出され、本稿のサンプルにおいても17名中、7名が母子寮入居者であったことについて述べておかなければならない。しかしながら、母子寮入居者とその他の者(10名)の属性について調べたところ、前者の方が末子の年齢が低かったことと、平均収入がやや低かったことを除けば(母子寮入居者：年収199万円、その他のローンマザー：年収249万円)、両者の間に顕著な違いはみられなかった。更に本稿では、主に暴力をふるう前夫から逃げて、インタビュー時も住所を明かさず隠れている状態であった日本女性は、比較の視点よりサンプルから除いた。なお、児童福祉法の改正により、1998年から母子寮は「母子生活支援施設」と改名されたが、本稿では調査当時(1996-97年)に使われていた「母子寮」という名称を用いている。さらに、インタビューの内容について、日本に関しては、対象者の言葉をそのまま引用する形式をとった。スウェーデンについては、筆者ができるだけ原語に近い形で訳した。
- (8) 日本の「親権」という名称とは異なり、スウェーデンでは「養育権」(Vårdnad av barn)と呼ばれている。
- (9) スウェーデンのインタビュー対象者による離婚の主な原因は次の通り(複数回答)：関係のこじれと生活における対立(10件)、夫の女性問題(4件)、夫の飲酒問題(3件)、夫による精神的・身体的虐待(3件)、夫の精神的問題(2件)、夫が家計に貢献しない(1件)。
- (10) スウェーデンでは、子どもと同居しない実の親は、男女の差なく、養育費を負担しなければならない。国が定めた最低基準額(子ども一人につき一月1173クローナ)を親が負担できない場合、国が基準額との差額を保障する。以前は、“養育費立替制度”と称されていたが、1997年2月より名称を“養育費扶助制度”と変え、支払う側の親の収入レベルに応じた額を設定し(最高額は子ども一人につき月額1173クローナ)、親の支払い義務を強化した。
- (11) 日本のインタビュー対象者による離婚の主な原因は次の通り(複数回答)：夫が家計に貢献しない(13件)、関係のこじれ(性格が合わないを含む)(9件)、夫による精神的・身体的虐待(4件)、夫の女性問題(4件)、夫の飲酒問題(3件)、夫の精神的問題(2件)。
- (12) 統計によると、1990年代半ばのローンマザー(離別・死別・未婚全て含む)の就労率は、スウェーデンで84.4%(AKU 1995)、日本では87.0%であった(中田・杉本・森田 1997)。全国規模の調査から、ローンマザー(離別・死

別・未婚全て含む)の収入のうち稼働所得が占める割合をみても日本の方が高く78.1%で(1993年)(中田・杉本1997),スウェーデンでは65.0%(1991年)である(Hobson & Takahashi 1997). 日本側の社会保障費の割合の低さは、養育費の受給率にも関係すると思われる。スウェーデンでは、国が介入して別居親に支払いを命じているが、日本では別居親からの養育費の支給率は低い。離別ローンマザーの間で、1993年において養育費を受けていた者は14.9%にしか満たない。家裁で取り決められるケースの平均養育費は、子ども1人あたり月額2万円から4万円という(榊原2000)。このインタビューの対象者では、前夫側から現在も養育費を受給しているのは、わずか3人であった。

- (13) スウェーデンと日本の離別ローンマザーの詳しい経済状況については、本稿で使用したデータの基である調査の報告書「ワンペアレント・ファミリーに関する6ヶ国調査」(1999)を参照。また、日本のローンマザーの経済状況と支援政策については、「季刊：家計経済研究」1997年33号にある、馬場、木村、濱本の各論文を参照。
- (14) 1985年から1994年の間に、全国で年間平均20人の女性が夫あるいは前夫(非法律婚パートナー含む)に殺害された。また1987年から1994年の間に、警察に通報される女性への暴力は42%増加、女性へのレイプは63%増加した。1994年の1年間で、警察に通報された女性への暴力行為は、12,196件に昇っている(Lundberg 1998)。
- (15) スウェーデンでは、子どものいる世帯と高齢者世帯を対象に、世帯収入と人数そして実際かかる住居費に応じた住宅手当を支給する制度が整っている。また公営・民間どちらの賃貸住宅に居住する場合も、一旦契約するとそれは無期限で有効となるため更新する必要はなく、居住者の権利が保障されている。詳しい事情は、拙論「スウェーデンの住宅事情」、『都市問題』第86巻第7号(1995年), 97-113 を参照。

付 記

筆者の研究に対し、「離別ワンペアレント・ファミリーに関する6カ国比較調査」の日本のデータをご提供いただいた財団法人家計経済研究所と比較研究会メンバーの方々にお礼申し上げます。

Appendix

スウェーデンのインタビュー対象者

ケース	年齢	同居子の年齢	離別年	学歴	職業	現住居	離別後家計悪化？
1	4 1	8・10	1992	短大	教員	賃貸	Yes
2	4 1	15	1992	高校	事務職	賃貸	No
3	4 0	9・14	1992	高校	学生	賃貸	同じ
4	3 9	4・7・12・15	1993	高校	療養中	賃貸	Yes
5	4 1	9・13	1994	短大	幼教諭	持家	Yes
6	3 4	4・9	1996	高校	失業中	持家	Yes
7	3 4	7	1994	大学	コンサル タント	賃貸	Yes
8	3 2	6・9・11・12	1994	高校	飼育員	持家	No
9	4 1	12・15	1993	中学	事務職	賃貸	Yes
10	3 4	10・13	1994	高校	店員	賃貸	Yes
11	3 3	4	1994	大学	看護婦	持家	Yes
12	3 9	11・13	1994	高校	調理士	賃貸	Yes
13	3 1	4	1994	高校	管理職	賃貸	Yes
14	3 5	6・8・10	1993	高校	失業中	賃貸	Yes
15	3 8	6・9・16	1991	高校	調理士	賃貸	Yes
16	3 1	5・8	1994	高校	管理事務	持家	Yes現在同じ
17	3 2	8・9	1993	中学	店員	賃貸	No
18	3 2	7	194	大学	福祉士	賃貸	No

日本のインタビュー対象者

ケース	年齢	同居子の年齢	離別年	学歴	職業	現住居	離別後家計悪化？
1	3 6	8・13	1994	専門	看護婦	母子寮	No
2	4 5	10・14・16	1992	専門	保険外交	都営	Yes
3	4 9	7・25	1993	高校	ヘルパー	民賃	Yes
4	3 0	2	1995	高校	ヘルパー	母子寮	No
5	3 2	4	1994	高退学	経理事務	母子寮	No
6	3 9	12・14	1990	大学	事務職	都営	Yes
7	4 2	11	1994	高校	保険外交	民賃	Yes
8	4 6	14・19	1984	高校	経理事務	都営	No
9	4 8	16・18	1984	高校	店員	民賃	Yes
10	4 3	16・21	1992	短大	販売員	持家	Yes
11	3 5	10	1989	高校	経理事務	区営	同じ
12	2 8	5	1991	中学	店員	母子寮	現在はNo
13	3 2	6	1991	高退学	事務職	母子寮	Yes
14	3 1	5・6・8	1991	高校	保険外交	母子寮	No
15	3 1	1・3	1994	専門	店員	母子寮	No
16	3 6	7・11	1993	高校	事務職	市営	現在は同じ
17	3 9	13	1984	専門	ヘルパー	市営	No

Makt och jämställdhet vid separationer – Jämförande fallstudie om ensamstående mödrar i Sverige och Japan –

Mieko Takahashi

Sammanfattning

När man studerar familjeförhållanden ur ett genusperspektiv, är maktrelationen mellan män och kvinnor ett av de viktiga forskningsområdena. I detta avseende bör man vara uppmärksam på hur maktresurser såväl sociala som ekonomiska fördelas mellan män och kvinnor i familjen och samhället, samt hur jämställda situationer är. Feministforskare har uppmärksammat kvinnors möjlighet att bilda ett ensamförälderhushåll efter separationen utan att riskera ett liv i fattigdom och socialt utanförskap. Möjligheten att bryta upp ett äktenskap utjämnar maktbalansen mellan makar (Hobson 1990, 1994). Därför lär man kunna studera maktrelationer i familjen genom att belysa familjer som upplevt separationer.

I denna uppsats försöker jag, först och främst, studera i vilken mån samhällsliga resurser - såsom socialpolitiska åtgärder för jämställdhet - möjliggör för kvinnor att bilda ett ensamförälderhushåll och ha ett liv i välbefinnande efter separationer. För att studera effekter av samhällsliga resurser (makronivå) hos familjer (mikronivå) jämför jag två prototypiska välfärdsstater; Sverige och Japan. Detta gör jag genom att använda kvalitativa datamaterial från en intervjuundersökning med separerade ensamstående mödrar i de två länderna. Undersökningen genomfördes mellan 1996 och 1997 av forskargruppen för det internationella projektet "A Research Study on Divorced Single Mother Families in Six Countries" och finansierades av "The Institute for Household Economy" i Japan. Jag genomförde själv intervjuer med 18 ensamstående mödrar i Sverige som var bosatta i Stor-Stockholm och som hade åtminstone ett barn under 17 år vid intervjutillfället. Den japanska undersökningen genomfördes av 5 forskare i gruppen och de intervjuade sammanlagt 50 kvinnor som var bosatta i Tokyo- och Osaka-regionen. Alla intervjuer spelades in på bandspelare. För min egen studie har jag valt ut 17 japanska kvinnor utav de 50, vilka ansågs vara jämförbara med de svenska kvinnorna. Jag är väl medveten om att man inte kan dra slutsatser från en studie med ett så begränsat antal människor. Men å andra sidan inser jag vikten av att gå djupare in i varje individs liv och försöka kartlägga ett gemensamt mönster i de respektive samhällena.

Sverige anses vara paradigmet för den familjeförsörjarmodell, i vilken mannen i familjen inte länge anses vara huvudförsörjaren (the weak male breadwinner model: Lewis

& Ostner 1994), medan synen på mannen som huvudförsörjaren i Japan fortfarande är stark (the strong male breadwinner model). I Sverige har jämställdhet mellan män och kvinnor i termer av deras roller i familjen och samhället varit viktiga socialpolitiska frågor sedan 1970-talet. Generellt kombinerar svenska föräldrar arbete och familjeliv oavsett könen. Däremot gynnar det japanska systemet, såsom skattsystemet och pensionsförsäkringen, hemmafruar som är ekonomiskt beroende av sina makar. Den samhällseliga ideologin i Japan betraktar inte kvinnor som självständiga individer jämställda med män. Med denna utgångspunkt kan vi anta att kvinnor i Sverige har fler samhällseliga resurser jämfört med kvinnor i Japan. Innebär det då att gifta/sammanboende kvinnor i Sveige har fler resurser och mer makt när de bryter upp sina äktenskap än japanska kvinnor i motsvarande situationer? Om detta är fallet, kan kvinnor i Sverige ha mer välbefinnande i sina liv som ensamföräldrar jämfört med kvinnor i Japan?

Resultatet från den empiriska studien stödjer det ovannämnda antagandet. För det första visar det sig att svenska kvinnor har internaliserat ideologin för jämställdhet starkare än vad japanska kvinnor gjort. Den starkt förankrade jämställdhetsideologin, vad gäller individens roll i familjen som försörjare och förälder, tycks ha påverkat kvinnor i Sverige. Ser man på fördelningen av sociala och ekonomiska resurser (t. ex. pengar och bostad) mellan makar före och efter separationer, fördelar svenskarna dem mer likt och rättvist än japanerna. Individers ansvar som föräldrar delas också jämnt i hög utsträckning i Sverige. Lagen om gemensamvårdnad efter skilsmässor antas ha stark påvekan på människornas syn på föräldraskap.

Japan däremot ligger långt efter Sverige i detta avseende. Fördelningen av resurserna lär oftare ske till mannens fördel. Generellt bär kvinnan huvudansvaret för barnet som ensam försörjare utan något ekonomiskt stöd från barnets fader. Dessutom tycks den starka normen som ser kärnfamiljen såsom det ideala i det japanska samhället inskränka ensamstående mödrar både som kvinnor och förvärvsarbetande individer. Än idag är de stigmatiserade och diskriminerade i samhället eftersom de betraktas som familjer utan manliga försörjare.

Sammantaget har den svenska modellen skapat en hög grad av jämställdhet i familjen, som i sin tur har möjliggjort för kvinnor att bilda ett liv i "relativt" gott välbefinnande som ensamföräldrar. Men man får inte enbart åskåda Sverige som ett optimalt samhälle ur ett internationellt perspektiv utan man måste inse att jämställdheten inte genomförts i samtliga samhällseliga sfärer än (jfr. Kvinno-maktutredningen 1997-1998). I tider av välfärds-nedskärningar är det särskilt viktigt att följa utvecklingen och fortsätta ifrågasätta de befintliga situationerna.

参 考 文 献

- Ahrne, Göran & Christine Roman. 1997. *Hemmet, barnen och makten – Förhandlingar om arbete och pengar i familjen*. SOU 1997 : 139. Stockholm: Fritzes.
- AKU. 1995. *Arbetskraftsundersökning*. SCB.
- Björnberg, Ulla. 1994. “Mäns familjeorientering i förändring”, Björnberg, Ulla., Anna-Karin Kollind & Arne Nilsson. (red.). *Janus och Genus*, 49-71. Köping : Brombergs.
- Blood, Robert O. & Donald M. Wolfe. 1960. *Husbands and Wives: The Dynamics of Marital Living*. Illinois : The Free Press of Glencoe.
- Blumstein, Philip & Pepper Schwartz. 1991. “Money and Ideology: Their Impact on Power and the Division of Household Labor”, Blumberg, R. L. (ed.). *Gender, Family, and Economy*, 261-288. London: Sage.
- Bussmaker, Jet, Annemieke van Drenth, Trudie Knijn & Janneke Plantenga. 1997. “Lone Mothers in Netherlands”, Lewis, Jane. (ed.). *Lone Mothers in European Welfare Regimes: Shifting Policy Logics*, 96-120. London: Jessica Kingsley Publishers.
- England, Paula. 1998. “Conceptualizing Women’s Empowerment in Countries of the North”, Revised version of paper presented at the conference on “Female Empowerment and Demographic Processes”, Lund, April 21-24, 1997. (Forthcoming in Harriet B. Presser & Gita Sen (ed.). *Moving Beyond Cairo*. Oxford: Oxford University Press.
- Folbre, Nancy. 1994. *Who Pays for the Kids?: Gender and the structure of constraint*. London : Routledge.
- Hobson, Barbara. 1990. “No Exit, No Voice: Women’s Economic Dependency and the Welfare State”, *Acta Sociologica*, 33 (3), 235-250. Philadelphia: Taylor & Francis.
- Hobson, Barbara. 1994. “Welfare Policy Regimes, Solo Mothers and the Logics of Gender”, Sainsbury, Diane. (ed.). *Gendering Welfare States*, 170-187. London : Sage.
- Hobson, Barbara. 1995. “Remaking the boundaries of women’s citizenship and the dilemma of dependency”, Gordon, T. & Kaupinen-Toropainen (ed.). *Unsolved Dilemmas: Women, Work, and the Family in the United States, Europe, and the Soviet Union*, 396-429. London: Avebury.
- Hobson, Barbara & Takahashi, Mieko. 1997. “The Parent-Worker Model: Lone Mothers in Sweden”, Lewis, Jane. (ed.) *Lone Mothers in European Welfare Regimes: Shifting Policy Logics*, 121-139. London : Jessica Kingsley Publishers.
- Justitiedepartementet. 1999. *Gemensamvårdnad för ogifta föräldrar*. DS 1999:57, Stockholm: Regeringskansliet.
- 国立婦人教育会館内 婦人教育研究会編. 2000. 『統計にみる女性の現状』. 東京 : 垣内出版株式会社.
- 木村清美. 2000. 「家計の中の夫婦関係」, 善積京子編 『結婚とパートナー関係一問い直される夫婦』, 168-190. 京都 : ミネルヴァ書房.
- Knijn, Trudie. 1994. “Fish without bikes: revision of the Dutch welfare states and its consequences for the (in)dependence of single mothers”, *Social Politics: International*

- Studies in Gender, State, and Society*, vol. 1 (1), 83-105. Illinois: The University of Illinois Press.
- Korpi, Walter. 1989. "Power Politics and State Autonomy in Development of Social Citizenship", *American Sociological Review*, 54, 309-328. New York: American sociological association.
- 厚生省. 1995. 『国民生活基礎調査』.
- 厚生省. 1998. 『厚生白書』.
- 厚生省大臣官房統計情報部. 1998. 『人口動態統計』.
- Lewis, Jane & Ilona Ostner. 1994. *Gender and the Evolution of European Social Politics*, ZeS-Arbeitspapier Nr.4/94. Center for Social Policy Research, University of Bremen.
- Lewis, Jane. (ed.) 1997. *Lone Mothers in European Welfare Regimes: Shifting Policy Logics*. London: Jessica Kingsley Publishers.
- Lundberg, Gunilla Hamne. 1998. *Kvinnomisshandel – ett vardagsbrott*. Stockholm : Alla Kvinnors Hus.
- 中田照子・杉本貴代栄・森田明美. 1997. 『日米のシングルマザーたちー生活と福祉のフェミニスト調査報告』. 京都：ミネルヴァ書房.
- Peng, Ito. 1995. *Boshi Katei : A Theoretical and Case Analysis of Japanese Lone Mothers and their Relationship to the State, the Labour Market, and the Family, with Reference to Britain and Canada*. Ph.D. Thesis. London School of Economics.
- 榎原富士子. 2000. 「夫婦関係の終結のあり方 ― 離婚をめぐる諸問題」, 善積京子編『結婚とパートナー関係ー問い直される夫婦』, 212-235. 京都：ミネルヴァ書房.
- SCB. 1994. *Fakta om den svenska familjen – Demografi med barn- och familj*.
- SCB. 2000. *Statistisk Årsbok 2000*.
- Sevenhuijsen, Selma. (ed.). 1991. *Equality Politics and Gender*. London : Sage.
- SOU 1998 : 6. *Ty makten är din*. Stockholm : Fritzes
- 高橋美恵子. 1995. 「スウェーデンの住宅事情」, 『都市問題』第86巻 第7号, 97-113. 東京：財団法人 東京市政調査会.
- Trost, Jan. 1993. *Familjen i Sverige*. Stockholm : Liber Utbildning.
- 善積京子. 1997. 『近代家族を超えるー非法律婚カップルの声』. 東京：青木書店.
- 善積京子・高橋美恵子. 2000. 「夫婦の権力関係の日本・スウェーデン比較研究」, 『追手門学院大学人間学部紀要』9号, 57-79. 追手門学院大学.
- 財団法人 家計経済研究所. 1999. 『ワンペアレント・ファミリー（離別母子世帯）に関する6カ国調査』. 大蔵省印刷局.

インターネット上の統計資料

SCB. 1999. (<http://www.scb.se/befovalfard/sakomraden/familj/barnensfamilj.asp>)